

## 2・11 介護シンポジウム 基調報告レジメ

「新自由主義路線を露わにした財界・政府の社会保障戦略」(要旨)

芝田英昭立教大学教授

### はじめに

政府は「税と社会保障の一体改革」に向けた関係閣僚会議の準備会を開催し、6月までに政府案を取りまとめることとし、前提として、国民が社会保障改革のために消費税の増税を了承済みとしているが、果たしてそうなのか。世界的にも、消費税を社会保障目的税とした国はなく、ヨーロッパでは2008年以降、むしろ外食産業などの特定分野で付加価値税(消費税)率を引き下げる動きがあり、最も消費税率が高いスウェーデンでも、2010年12月、レストラン等での消費税を25%から12%まで引き下げることを検討すると表明。日本の消費税増税の動きは世界の動きに逆行している。

### 1. 財界が求める社会保障改革とは？

- (1) 経団連は2010年4月13日に「豊かで活力ある国民生活を目指して～経団連 成長戦略2010」を発表し、成長戦略として、法人税の引き下げを提案し、これにより、企業の国際競争力を維持し、海外への移転に歯止めをかけるとしているが、実際の企業が海外移転する理由の1位が「現地の製品需要」で、70.5%を占め、「法人税の優遇」を理由に挙げた企業は8%に過ぎない。また、この「成長戦略」では、道州制と「地域主権改革」による新しい内需の創出と成長力の強化、保険外サービスの拡大などによる医療分野の成長産業化、介護の産業化などを提案。
- (2) 経済同友会は、2010年4月22日に「抜本的な医療制度改革への提言～持続可能な制度への再構築と産業としての医療の発展を目指す～」を発表し、「医療」を成長産業として捉え、公的医療保険の一元化、公的保険適用範囲の最適化＝最小化、混合診療の全面解禁、株式会社による医療機関への参入規制の緩和などにより、産業としての医療を発展させることを提案し、74歳以下の医療費については保険原理を徹底させ、国庫負担をなくすこととしている。「介護保険」についても、2010年6月28日に「2009年度社会保障改革委員会提言～持続可能な介護保険制度に向けた抜本的改革を」の中で、自己責任、自助努力を基本とし、ナショナルミニマムを保障する公的制度和民間の力を活用する制度とに分け、財源は国民で広く負担し、受益と負担における世代間、世代内の格差を縮小、是正することを提案。これは、「財源は消費税を充てるべき」と主張している。

### 2. 政府与党の目指す社会保障改革とは？

- (1) 産構審産業競争力部会の2010年6月3日「産業構造ビジョン2010(報告書)」によると、聖域として残っていた医療、介護、健康、子育てといった社会保障分野を産業化する

ことで競争力を高める、ビジネスチャンスをつくることを提案。内閣府の公共円卓会議も2010年6月4日に『「新しい公共」宣言』で、現在の企業も「新しい公共」の担い手であると、営利企業に公的分野を明け渡す根拠とされる恐れがある。

- (2) 2010年6月18日閣議決定の「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」では、医療・介護・健康関連産業を成長牽引産業と位置付け、民間事業者等の新たなサービス主体の参入を促進し、2020年までに新規市場約50兆円、新規雇用284万人を目標とする。また、「新しい公共」として、市民、企業、NPO等が国民の多様なニーズに応えるサービスをムダのない形で提供することで活発な経済活動が展開されると主張。
- (3) 経産省・医療産業研究会の2010年6月30日に発表した「医療産業研究会報告書」では、これまで高く評価されてきた「国民皆保険制度」を、初めて「受給を自立的に調整する機能が低い」と批判し、公的保険制度の外も活用しながら医療の産業化を進めるべきだとしている。具体的施策としては、既に公的保険外の世界を活用するモデル事業として、公的医療保険のリハビリ限度日数に達した人を受け入れるサービスをコナミスポーツが受託しており、全国展開を目指している。
- (4) 2010年10月28日の第1回政府・与党社会保障改革本部会合の厚生労働省「社会保障の現状と課題(資料)」では、「共助」のシステムとしては、国民の参加意識や権利意識を確保する観点から、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みとして、国民に分かりやすく、負担について合意が得やすい社会保障を基本とするとしている。これは、負担の見返りとして受給権があるという主張であり、私的保険の考え方とまったく同じである。
- (5) 2010年12月10日の第2回政府・与党社会保障改革本部会合に提出された民主党の『税と社会保障の抜本改革調査会「中間整理」』では、社会保障分野には成長の可能性の高い産業が数多く存在すること、納得を得られる社会保障制度としては受益と負担を明確化すべきであること、社会保障の財源としては消費税が非常に重要であることなどが主張されている。
- (6) 2010年12月10日の内閣府の社会保障改革に関する有識者検討会の「安心と活力への社会保障ビジョン」では、新しい社会保障の設計にあたり、超党派的議論の蓄積を踏まえて、負担のあり方も含めた改革のビジョンを示すとしているが、超党派的議論の蓄積があるのかは大変疑問。また、地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多様な供給体制とあるのは、医療・介護を営利企業などの「多様な主体」に開放することであり、消費税を社会保障目的税とすることも主張している。
- (7) 政府が今国会に提出しようとしている介護保険法改正案の下敷は、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが委託を受けて提出した「地域包括ケア研究会報告書」で、ここでは、歩いていける範囲で医療も介護も受けられるという在宅を中心とした「地域包括ケアシステム」が提案され、2025年の超高齢社会を見据え、施設を全廃して住み慣れた地域で24時間の介護サービスが提供される体制をつくり、「ケア」と「住まい」の機能を分離するこ

とが提案されている。これは、これは、一見すると望ましい制度のように思えるが、地域でサービスを完結させることによって介護の責任を国から地域に移し、「ケア」と「住まい」を切り離して「ケア」を外注化することにより、営利企業が参入しやすい形を作り出すことになる。

### 3. この政府与党の目指す介護の産業化に対抗する2段階の取り組み。

- (1) 第1段階としては、現在では現金給付となっている介護保険制度、医療と同じく現物給付とすること。そうすることにより、サービスを「買う」という制度ではなくなり、営利企業の参入を阻むことができる。
- (2) 第2段階としては、介護保険を廃止し、社会福祉制度に戻す方向性を模索すること。十分な議論が必要だが、社会福祉制度に戻すことによって、生活支援の保険外しといった事態を防ぐことができる。

### 4. まとめ

政府与党が目指している社会保険改革とは保険外を拡大して新たな産業を創出することであり、これは、保険給付を際限なく縮小する可能性があり、地域主権改革によって全ての基準を地域に丸投げし、社会保障のナショナルミニマムをなし崩しにしようとする動きもでもあることから、構造改革・新自由主義路線から決別し、国家の責任としてのナショナルミニマムを確立し、基本的人権と生存権を基礎とした福祉国家構想を打ち出す必要がある。

(情報の出典: [みどり ホームページ 労働組合ってなにをするところ？ブログ](#))

⇒<http://ameblo.jp/sai-mido/theme-10006553401.html>